

令和6年度事業計画

公益社団法人 愛媛県シルバー人材センター連合会

今般の長期に亘ったコロナ禍の影響により、本県のシルバー事業は、センターの会員数、契約金額とも減少傾向を免れることができず、最近になって持ち直しの傾向がみられるもののコロナ前の水準と比べると依然として厳しい状況となっています。

その一方で、令和5年の人口動態統計速報値によると、わが国における新生数は前年の80万人を割り過去最少の約75万人と減少し、将来における地域や社会経済活動の維持が課題となっている中で、現役世代における人手不足はますます深刻なものとなることが予測され、働く意欲のある高齢者が年齢に関わりなく活躍できる環境づくりが必要となっています。

働くことのできる高齢者に地域の日常生活に密着した仕事を提供するとともに、生きがいづくりに寄与しているシルバー人材センターの役割は、ますます重要となっているところであり、一人でも多くの方々にセンターの活動をご理解いただき、会員として入会していただくことがシルバー事業の更なる発展のためには不可欠です。

そのためには、会員による勧誘、口コミによる会員拡大に取り組むばかりでなく、特に未だ入会率の低い女性を新たに会員として迎えるとともに、会員の退会抑制による定着を図るほか、広報宣伝活動によるシルバー人材センターのイメージアップづくりや、働きやすい職場環境づくり、魅力ある仕事の開拓等の課題に対し、県内のセンターが共通認識をもったうえで、力を合わせ解決に取り組んでいかなければなりません。

また、高齢者が働く場を提供しているシルバー人材センターは、安全・適正就業を推進して無事故を目指していかなければなりません。

さらに、これからはデジタル技術の活用による業務の効率化など、新しい時代の変化に対応していくことが重要となってきています。併せてシルバー事業に影響をもたらしているインボイス制度が令和5年10月から始まっており、本年秋にはフリーランス新法が施行予定となっているなど、適切な対応が求められています。

当連合会は、高齢者の生きがい施策の充実と福祉の増進を図り、活力ある地域社会づくりを目指して、各シルバー人材センターと緊密な連携を図りながら、会員の拡大と就業機会の拡大を実現するために、次の事業を推進します。

1 高齢者に対する雇用によらない就業の機会の確保・提供事業

臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高年齢者のための就業機会の拡大及び組織的な提供をするために次の事業を実施する。

- (1) 各シルバー人材センターにおいて、地域の家庭、事業所、地方公共団体等を訪問し、高齢者の職業能力や経験を生かせる仕事を積極的に開拓するとともに、高齢者の希望、能力等に応じて公平に提供する。
- (2) 就業機会の拡大、会員拡大の活動が有効に行えるよう、各センターの役職員・会員を対象に講習会を実施する。

- (3) 全国シルバー人材センター事業協会の会議及び四国管内シルバー人材センター連合会の会議等において情報収集を行い、各センターへの情報提供、支援を行う。
- (4) シルバー人材センター設置市町内の企業及び市町に対する仕事の協力要請を行う。
- (5) 未設置町（上島町・松野町）に対してセンター設置要請活動を行う。
- (6) 小規模センターの規模が拡大した市町について、市町と協議をして法人化を促進する。

2 雇用による就業を希望する高齢者に対する職業紹介事業及び労働者派遣事業

(1) 職業紹介事業

臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る仕事の求人を受け付け、当該業務への従事を希望する一般高齢者や会員に職業を紹介するため、公共職業安定所及びシルバー人材センターと連携を取った職業紹介事業を実施する。

なお、県知事から「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」第 39 条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた場合は、同事業を週 40 時間までとする。

(2) 労働者派遣事業

臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る就業の範囲内において、あらかじめ登録した会員のうち、派遣労働を希望する会員を対象に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）」に基づき実施する。

なお、県知事から「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」第 39 条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた場合は、同事業を週 40 時間までとする。

3 シルバー人材センターの周知・広報、就業体験推進、技能講習実施事業

(1) 高齢者活躍人材確保育成事業

① 事業の目的

高齢者や企業に対して、シルバー人材センター（以下 3 において「シルバー」という。）を積極的に周知・広報するとともに、就業体験を通じて高齢者、企業双方のシルバーに対する理解を深め、高齢者がシルバーで就業できるよう必要な技能講習を行うことにより、シルバーの新規会員、新たなシルバーを活用する企業を増加させる。

② 事業目標

新規入会者数 304 名以上

③ 自治体広報誌、新聞、テレビ等の媒体による周知・広報の実施

ア テレビ媒体によるシルバー周知のための CM 放映の実施

イ 新聞・自治体広報誌によるシルバー周知のための広告の実施

④ 技能講習及び就業体験の実施

高齢者が新たにシルバーの会員となるよう、あるいは、職種転換を希望するシルバー会員や昨年度 1 年間就業していないシルバー会員が新たな分野で活躍するこ

とに興味や自信を持って就労につながるよう、技能講習、就業体験を実施する。

ア	剪定基礎講習会	(6 開催)
イ	児童クラブ補助員養成講習会	(3 開催) (就業体験を含む。)
ウ	刈払機取扱講習会	(3 開催)
エ	ハウスクリーニング講習会	(3 開催)
オ	空き家管理業務講習会	(1 開催)
カ	送迎業務講習会	(1 開催)

開催地 松山市 (2)、今治市 (3)、宇和島市 (1)、新居浜市 (1)、西条市 (3)、伊予市 (1)、四国中央市 (2)、西予市 (1)、大洲市 (1)、東温市 (1)、久万高原町 (1)

(2) 技能開発講習会

高齢退職者に対し、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を実施するため、次の活動を実施する。

- ① 各シルバーにおいて開催する刈払機の取扱い・植木剪定等の講習開催の支援を行う。
- ② 各シルバーにおいて開催する交通事故防止のための交通安全等の講習開催の支援を行う。

4 就業を通じて高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図る事業

(1) 社会参加活動事業

社会参加活動の一環として、公共施設の清掃・除草・剪定等を実施し、地域社会活性化や環境美化に努める。

(2) 相談・情報提供事業

地域における働く意欲のある高齢者のために就業、職業能力開発、ボランティア活動等に係る相談・情報提供に努める。

具体的には、地域ごとに各シルバー人材センターが個別に対応するほか、地域イベントに相談コーナーを設置する。

5 高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るための事業

(1) 就業開拓等事業

各シルバー人材センターにおいて、地域の家庭、事業所、地方公共団体等を訪問・面談し、高齢者の職業能力や経験を生かせる仕事を積極的に開拓するとともに、高齢者の希望、能力等に応じて公平に提供する。

(2) 調査研究事業

各シルバー人材センターの活動実績を集計・分析し、就業機会の開拓等に関する課題の抽出や対応策の検討を行う。

また、地域社会のニーズにマッチした事業展開を実施するために、発注者満足度

調査、高齢者の就業に対する意識変化や就業の実態に関する調査、会員の意識調査や健康づくりの推進に関する調査を行う。

(3) シルバー人材センター促進事業

全国シルバー人材センター事業協会、四国管内シルバー人材センター連合会の会議等により得た情報を各センターに提供し、事業支援を行う。

(4) 安全・適正就業推進事業

① 安全・適正就業推進対策協議会を機能させ、「令和6年度安全・適正就業対策推進実施計画」を策定し推進する。

② センターと連合会が連携した安全就業パトロールを実施する。

③ 安全就業の周知、災害防止のための安全意識高揚等を図るために講習会を実施する。

④ 安全就業推進大会を開催する。

ア 「安全就業スローガン」の表彰を行う。(最優秀スローガンは、のぼりとして各センターへ配布する。)

イ 安全就業優良センターを表彰する。

(5) 普及啓発事業

① 「シルバーの日～えひめ～」を10月に設け、各センターの役職員及び会員による街頭啓発活動、ボランティア活動及びフェスティバルを実施し、普及・啓発に努める。

② 普及啓発用リーフレットを作成・配布する。(発注促進・会員募集)

③ 連合機関誌を作成・配布する。(年1回)

以 上